

平成 29 年 12 月 25 日

債権者各位

保全管理人 小 畑 英 一

保全管理人からのお知らせ

1 保全管理命令の発令と今後の組織と業務について

トキワ印刷(株)外 4 社は、平成 29 年 12 月 22 日、東京地方裁判所に会社更生手続開始及び保全管理命令の申立てを行い、同日、保全管理命令が発令され、当職が保全管理人に選任されました。

保全管理人の選任により、取締役は、経営権すなわち業務執行及び財産の管理処分権を失います。

トキワ印刷外 4 社の業務執行及び財産の管理処分権は保全管理人に専属し、保全管理人が会社の実質的な経営者となり、業務を継続していきます。

【保全管理団一覧】

保 全 管 理 人	弁 護 士	小畑 英一
保全管理人代理	弁 護 士	渡邊 賢作
保全管理人代理	弁 護 士	柴田 祐之
保全管理人代理	弁 護 士	森 直樹
保全管理人代理	弁 護 士	本多 一成
保全管理人補佐	弁 護 士	小川 貴大
補助公認会計士	公認会計士	溝端 浩人
補助公認会計士	公認会計士	吉田 圭太

2 債権の取り扱い及び今後のお取引について

(1) 平成 29 年 12 月 21 日以前の取引により生じた債権のお取扱い

平成 29 年 12 月 22 日付で裁判所より保全管理命令が発令されています。

これにより、同年 12 月 21 日以前の取引により生じた債権は、保全管理命令によってお支払いが留保されます。

ただし、一債権者あたりの債権総額が、トキワ印刷については 50 万円以下の債権、ユートレーディングについては 10 万円以下の債権に関しては、保全管理命令の例外としてお支払いが可能です。

(2) 今後のお取引について

平成 29 年 12 月 22 日以降の取引に基づき発生する債権は「共益債権」となります。

共益債権は会社更生法上、最優先の債権ですので、従前の約定どおり、お支払いを致します。
取引条件につきましては、以下のとおりでお願い申し上げます。

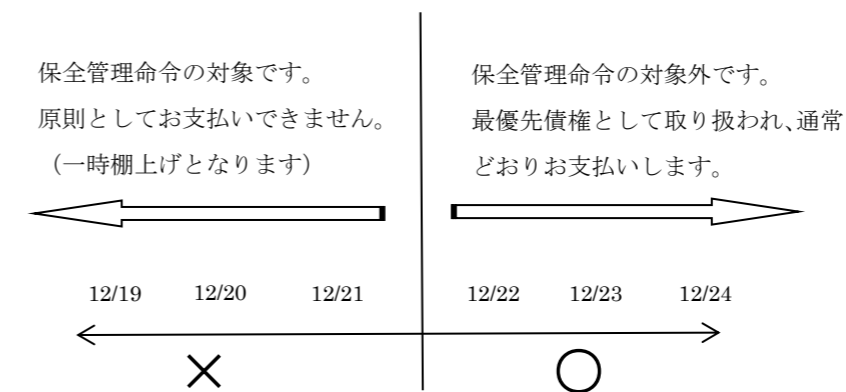
【12 月分の取り扱いについて】

- 請求書を 12 月 21 日までの取引に基づき発生したものと、12 月 22 日以降の取引に基づき発生したものに分けてご送付ください。
- 12 月 22 日から 31 日までの取引に基づき発生した債権については、1 月 10 日までに請求書をご送付いただければ、1 月 15 日にお支払いを致します。

【平成 30 年 1 月以降の取り扱いについて】

- 1 日から 15 日までの分を 15 日締めから 1 週間以内に請求書をご送付いただければ、末日（休日の場合にはその翌日）にお支払い致します。
- 16 日から末日までの分を末日締めから 1 週間以内に請求書をご送付いただければ、翌月の 15 日（休日の場合はその翌日）にお支払い致します。
- なお、1 ヶ月に 1 回の締めをご希望の場合には、別途対応いたします。

(ご参考) <保全管理命令の効力について>



3 取引継続についてのご協力をお願い

会社更生手続は、裁判所から選任された保全管理人が、会社の全権を掌握し、事業を継続しながら再建を図る透明性の高い手続です。

裁判所が保全管理命令を発令するに当たっては、一定の要件審査を経ているものであり、資金繰りにつきましても、保全管理人において確認していますが、現在のところ、支障がないものと考えています。

今後の再建に向けて、皆様のご協力とご支援をお願い申し上げます。